

# —— 判例研究資料 ——

## イギリスにおける結婚無効申立事例

羽 村 省 太 郎

昭和50年9月16日受理

### 1. はじめに

紀要第7号で資料として、イギリスにおける強度の強迫による結婚無効 (Nullity of Marriage) の一事例、Scott V. Sebright (1886) 12. P. D. 21 の全容を紹介したけれども、この判例は、強迫 (duress) による結婚無効の主要判決 (leading case) として、その後の判例にしばしば引用されているし、学者により論議されている。それで、この判例を検討するにあたって、結婚契約の成立における合意の欠如 (lack of consent) に関する若干の事例と見解を紹介しながら考察したく思っている。

結婚契約の成立 (making of a contract of marriage) における合意の欠如に関する事例を考察していく上に、一般に、合意の欠如による結婚の無効 (null and void) をひろってみると、精神病 (insanity)、精神病といえない心神耗弱 (weak and imbecile mind—not of unsound mind)、酩酊 (drunkenness)、錯誤 (mistake or error) 詐欺と不実表示 (fraud and misrepresentation)、恐怖と強迫 (fear and duress)、仮装結婚 (sham marriage) 等があげられ、これらが結合した形で合意の欠如があらわれる場合も多い。そして、この合意の欠如は、結婚の儀式 (Marriage Ceremony) が行われたときに認められねばならないが、その前後の精神状態、ことに結婚式前の精神状態が検討されているし、その後の同棲 (consummation) の有無が問題となろう。それで、前掲の強迫の事例で、強迫の程度についての検討もしていかなねばならないが、その前に、同じ瑕疵ある意思表示で、詐欺 (fraud) の問題として、一般的に合意の欠如に関し、詳細に論述している興味深い事例があるので、それを資料として紹介し、次号に、これらの検討に入りたく思っている。

その判例は、Moss V. Moss, 1897年5月20. 6月4日. 検認部 (Probate Division). 263頁の判決文である。

この申立は、欺罔による結婚の無効の訴えであるが、結婚前の夫とは別の男による妻の妊娠を、妻が夫に黙秘したこと (concealment by a woman from her husband at the time of her marriage of the fact that she is the pregnant by another man) が、詐欺を構成するとしての無効の訴えであった。裁判官は、その当時、この事件にみられる先例がなく、同じコモン、ロー下のアメリカ合衆国の判例とか、諸外国の法や学者の諸説を

資料として論じつゝ、申立人に同情的であったが、その申立を却下しているのである。こうした事例に鑑みて、1937年の結婚訴訟事件法 (Matrimonial Cause Act) そして、1965年の、Matrimonial Cause Act. s. 9、それから1971年の結婚法に関する無効 (Nullity of Marriage Act) で、取消しうる無効 (voidable) とされるに至っている。この1971年の Nullity of Marriage Act では、強迫 (duress) も、当然の無効 (void) でなく、取消しうる無効 (voidable) とされたことを付記しておきたい。

## 2. 判例資料 (Moss V. Moss [1897] P. D. 163)

### 事実概要

申立人は、1889、同じ職場にいる看護婦である被告と知り合いとなり、1895年に婚約する。その後、1896年6月、彼女に結婚をせがまれ、9月29日に結婚した。その日、初めて、被告の様子がおかしいことに気がつき、問い直すが彼女は妊娠を否定した。その後一週間たって、自分の妊娠を認め、誘惑者の名前を打ち明けた。その後、二人は離別し、彼女は、10月17日に自分の子を生んだ。数人の証人が喚問されたが、結婚当時、誰も妊娠について、疑う理由がなかったと述べている。

### 判決文

暫時考慮に入る。

6月4日次の判決文は、Sir F. H. Jeune 長官によって言渡された。この事例において、事実の認識もなく、真相を知ろうとする自分の立場に、過失もなかったとし妻が結婚当時別の男により妊娠しているという事由で、原告は被告との結婚を無効とする判決を求めている。私は、事実に関するこれらの主張は、証明されたと判定する。また、彼女の子の父親と被告との関係が、近親相姦であると述べられていた。このことの証明は、完全になされていなかった。私は、証明がなされることができるか、どうか、わからない。しかし、その主張は、現審の目的にとって重要でないと認められた。その関係が、申立人の親族で、制限禁止の範囲内なら、その結婚は、近親相姦であり、無効であったらうと言う有力な先例がある。これらの諸事実に関して、私の面前の論議は、結婚の要素に関し、妻による欺罔があり、それ故、その結婚は、無効であるということであった。私にとって、この主張に関し、英国の法の先例が、みいだされえないということで、おそらく充分なことだろう。また、現在において、当裁判所が、先例の是認なしで、そのような重要で非常に影響の強い原理に承認を与えることは、不可能であろう。実際、英国の先例の欠如が、申立人によって、不確かであるが、殆んど認められ、申立人を支持する論議が、若干のアメリカ裁判所の諸判決の理由にもっぱら基礎づけられた。しかし、Deane氏により主張されたこの事例が、非常な熱意と卓越した能力によっていたので、彼が引用した英国の先例に私の見解を述べ、そして、英国で理解されている法と、他国で規定されている法、とりわけ、問題点に関して、アメリカのある州に定められている法との間に、私があると考えているよ

うな相異点を示さざるをえない。1835年に判決した *Swift V. Kelly* (1)<sup>1)</sup> の事例において枢密院の司法委員、Brougham 長官、Parke 卿、そして、司法省の委員 Shadwell 副長官は、次のような文言で意見を表明していた。“特別な方法により、一定のことがなされることを要求する制定法の成文規定がない限り、いかなる結婚も、虚偽の表示で契約がなされたとする証明、又は、そうした欺罔がなかったら、合意は決しえられなかったであろうとする単純な証明で、無効と判決してはならないことは、確かに英国の一般法であると同じように、実際、すべての諸外国の一般法であるように思われる。乗ぜられた当事者が、人に関して欺むかれずに、いやしくも合意を与えたら、認識しつゝなされた結婚契約を無効と加担することのできる程度の詐欺でない。”その当時、よその国の法が、どの程度、英国の法と同じであったかを考えて問い直す必要もないけれど、上述の文言は、不適切だけれども、実質上正確に英国の法を表明している。慣習上、契約として結婚を云々する場合、英国の法律家は、単なる契約とみなし、或いは、通常の民事契約のすべての性質と条件で結婚を検討しようとする不完全な類推によって、決して間違った指導をしなかった。英国の法律家は、異なる文言による契約の明白な性質を認識しているが、何時も同じ効果を表明している。*Stowell* 卿は、*Tuner V. Meyers* (1)<sup>2)</sup> で、契約を解消するに、明白に、もっぱら契約当事者の無資格に言及して、結婚は、民事契約と宗教上の誓約であると述べた。*Lushington* 博士は、*Miles V. Chilton* (2)<sup>3)</sup> において結婚は、民事契約以上のものとして述べた。*Hannen* 卿は、*Sottomayer V. De Berros* (3)<sup>4)</sup> の事例で、“もし結婚が、契約の面でのみ取扱われるなら、非常に多くの、重大な困難さが生ずる。実際、当事者の契約に基礎づけられているけれど、結婚には、契約から生ずる地位である”。*Andrews V. Ross* (4)<sup>5)</sup> の事例では、亡くなった長官、*Charles Butt* 卿は、“結婚契約に関して及んでいる諸原理は、法律上知られているすべての他の契約に及んでいる諸原理と異なる。”それらすべての相異を列挙する必要はない。一般に顕著な諸原理は、なじみ深いものである。結婚を契約した当事者は、自分勝手に解消できない。現審において、主張されてるような悪意の黙秘や、不実表示はしばらくおくとして、悪意の黙秘や不実表示は、結婚に合意し欺かれた当事者に対し結婚を無効にせしめることができない。心神耗弱から生ずる合意に対する無資格は、合意をなしえない者によって、或いは、その者のために主張されるのみならず、契約締結能力ある側によっても申立てられるなら、重要な異議申立になる。これは *Huter V. Hunter*. (1)<sup>6)</sup>、*Durham V. Durham* (2)<sup>7)</sup> にみられる。また、もし、知りつゝ、進んで契約した両当事者が、結婚予告の公示に関する法に合致せず結婚したとすると、どちらの当事者からも、結婚を無効を宣言してもらうことができる。*Andrew V. Ross* (3)<sup>8)</sup> においても故長官によって述べられたその法の陳述は、上述の見解を引用していた。私は、結婚を契約とみなす場合、通常の民事契約の法理の中へ、結婚に関する法を無理矢理押し込めるために、多少無理なこじつけからの説明が、結婚の特殊性について、与えられないと考えない。しかし、英国の裁判所は、これらの特殊性を訴えなかった。ま

た、結婚に適用される契約用語の使用に学者ぶった反対の立場をとらないが、結婚契約の性質と条件に特殊な性格を認めることに満足している。

その結果、結婚の効力に関する英国の法は、明白に定義づけられることである。両当事者の任意な合意でなければならない。法が、要素としている限り、公示と儀式の法律上の要件に合致しなければならない。年令上とか、肉体上の資格、或いは、血縁による関係とか結婚による関係、どちらの点からも結婚する当事者が無資格者であってはならない。これらの諸点の欠如が他にないと思うが、（ここで George 2 世の子孫に関する特別制定法への引用は省略するが）結婚を無効か、取消しうる無効にする。結婚は、詐欺か強迫を事由に無効と宣言されることが再三再四述べられている。しかし、尋問により、このことは、両当事者の任意の合意が要求されるとする。ずっと以前、Fulwood's Case (4)<sup>9)</sup> で定めた主張を拡大するただ一つの方法であることが、みいだされるであろう。他の契約に関してと同じく、結婚契約に関する強迫の場合に、合意しようとする意思がないことは明らかである。しかし、英国法下、詐欺が、結婚を無効にする事由として述べられる場合、この詐欺は、合意を誘発するような詐欺を含まず、真の合意がなく、外観上の合意をえようとするような詐欺に限定される。そのような詐欺のわかりやすい例は、身分詐称であるとか、Rex V. Burton-on-Trent (1)<sup>10)</sup> の中で、Ellenborough 卿により想像された。自分が結婚しようとしている者から、自分の名前を黙秘した男性の事例である。Portsmouth V. Portsmouth (2)<sup>11)</sup> と Harrod V. Harrod (3)<sup>12)</sup> の事例で、詐欺が、全くの精神異常でもなく、耗弱に乗じて成立した。一つは男性を、他の一つは女性を欺いているが（Wood 副長官の言葉を用うれば、後者の事例で）男性、或いは女性が理解しなかった契約を締結したことになる。Browning V. Reane (4)<sup>13)</sup> と Wilkinson V. Wilkinson (5)<sup>14)</sup> は、同じ類の別の原因である。これらすべての事例において、また、私は、あらゆる場合、詐欺は、結婚を無効と言渡す事由であると判決される場合と考えるし、実質上の合意もなく、形式上合意をえたような詐欺であり、それによる結婚は、詐欺が存在するからでなく、合意の欠如による無効になる。このことは、Reg. V. Millis (6)<sup>15)</sup> において、Campbell 卿によって想定された想像的事例、詐欺が生ずる類の結果は、錯誤によって生ずる変装による仮装結婚によって説明される。そのような例では、詐欺でなくて、真の合意の欠如のため、結婚が無効と宣明されるだろう。しかし、合意がある場合、合意を誘発したいかなる詐欺も、重要でない。Stowell 卿は、少くとも、三度、このことを強い語調で述べている。Warkefield V. Mackay (7)<sup>16)</sup> の事例で、その学識ある判事は、“不実な表示でえられたとしても、家柄とか、個人の財産についての錯誤は、結婚の有効性に全く影響しない。”Ewing V. Wheatly (8)<sup>17)</sup> の事例で、“全く財産がなかったとか、人の性状に関する錯誤は、結婚の絆を問題にしないことが、はっきりと確定されている。”また、Sullivan V. Sullivan (9)<sup>18)</sup> の事例では、結婚に導びこうとして執拗な企図を設定しうるもっとも強固な事例で、他人によって欺かれたとしても、地位や財産や生活上の習慣、そして、年令自

体さえもすべての点で全く不釣合の場合の殆んどが、裁判所によって本人自身が定めた絆から、その本人を解放させることができないであろう。もし、本人が、合意の能力があり、そこに合意があるなら、法は、その合意がどうして誘発されたのか、問い直しはしない。これらの見解に、多少共矛盾するものとして引用されるただ一つの反対の先例が、私の前にあるが、Miss Turner の結婚法の事例と、Scott V. Sebright (1)<sup>19)</sup> の故長官の判例である。これらのどれも、現審において依存するような諸事実を取扱っていない、そして、これらの事例は、上述の先例が示しているよりも、結婚を無効とする事由として、詐欺の原理について若干広い範囲で、多少とも容認するものとして、主張されることができる。Miss Turner の事例では、その結婚は、議会の法によって無効とされた。立法部の票決が、どのような事由でくだされたか正確に述べることは出来ない。しかし、その結婚は、実際、そうであったように、詐欺が大いに介入した行動によって惹起されたことを示している。Templeton V. Tyree (2)<sup>20)</sup> において指摘されている通り、その判決は、立法部の法であり、それ故、無効の事例に、この法廷の導きになる教会裁判所の諸原理に訴える必要のないことは、この判決について述べることで充分であるかも知れない。このことは、また、事実、この事例は、決して教会裁判所の面前に提訴されなかったし、確かにそうした省略は、教会裁判所の前に、当事者として、Miss Turner の証拠を提出させることが不可能なことによって生じたことを、貴族院の Eldon 卿と、庶民院の Peel 氏によって説明されたことも、一言されることである。(3)<sup>21)</sup> しかし、もっと強力な見解は、私が考えるに、強迫が、はっきりと申立の中に主張されていることであり、(4)<sup>22)</sup> また、その事例における証拠が、詐欺的表示のみならず、脅迫による強制によっても、明白に証明されていることであり、与えられたそのような表面上の合意が、この事件の犠牲者に強要された。Scott V. Sebright (5)<sup>23)</sup> において、故長官は、“裁判所の法は、どちらかの当事者の合意が、詐欺が強迫によってえられた契約には拘束力があるものとして認めることを、常に拒んできた。そして、結婚契約の有効性も、他のいずれの契約の有効性と同様に、同じ方法で審理し、判決されねばならぬ。”と述べた。このこと自体を遵守するとしても、これらの文言は、私が知っている他のいずれの判例が保障しているよりも、もっと広い効力を与えているように思われる。しかし裁判所の面前の諸事実に関連してよむと、心身耗弱に働きかけている欺罔とか強制力の場合を示し、他の契約の場合と同じように、結婚の場合においても、詐欺と強迫が、真実、外形上の合意に、全く合意とならない程に行使されたと定める以上にさらに及ぶとは思われない。かくて、英国の裁判所によって以前から統一的に主張されていた諸原理や、今迄、決して問題が生じなかったその事実が、私にとって現在の問題で特に決定的になると思われるので、もしも相反する先例が、教会法の中にみいだされることが示されうるとすれば、その先例は、英国では受け入れられないと言うべきであろう。しかし、実際に、上述に示された諸原理は、教会法に遡ってあとを辿ることができる。私は、この問題に関し、教会法の詳しい審議に入る企図はないし、この

問題点は、疑う余地ありと考えられることはよくわかっているが、私の考えは、教会法が、妻の従前の不貞を事由に結婚を無効と宣言させることを、はっきりと拒んでいるし、結婚を無効とするただ一つの詐欺は、合意に影響する詐欺であると言う程度に及ぶことである。私は、たった一つの先例を引用するが、それは、高度の先例である。Ayliffe の Parergon の 360 頁に、“結婚状態は、どのようなものであろうとも、人間の抱くいかなる恐怖もなく、考えられうる合意のもつ、完全な自由によって契約されるべきである。というのは、脅迫や恐怖による圧迫により結ばれた結婚は、法律上無効である。……というのは、当事者のどちらかの意思に反して結ばれた結婚は、非常に悪い、不幸な結果を常にもたらす。……法律上の結婚に要求される主要なことは、契約する当事者の合意であり、その合意が、そのような結婚を確定するに充分なだけであると、私は、今考えている。そして、錯誤以外に合意に反するものは何もない。しかし、すべての錯誤が、合意を除去しない。それで、いかなる類の錯誤か考えてみると教会法によるとそれは結婚関係の合意を妨げたり、非難する錯誤である。そして、法律上当然、結婚関係の合意を無効にする。さて、ここで、言及される四つの種類の錯誤がある。先ず一番目は、ひと間違いが考えられる。自分が、Ursula と結婚したと考えていたのに、間違えて、Isabella と結婚した。この種の錯誤は、結婚契約の障害であるのみならず、契約する人の合意の欠如によって契約自体さえ解消するからだ。というのは、詐欺は、こうした事例に度々介入しやすいからだ。そして、このことは、相手を騙した人間に有利になってはいけない。第二の種類は、状態の錯誤と考えられる。自分は、自由人の女と結婚したつもりで、間違えて奴隷の女と結婚した場合と、その反対の場合、というのは、教会法によって、そのような錯誤は、結婚上の契約に対する障害であるからだ。しかし、現在、真に奴隷の男か、奴隷の女であるような、そのような人間はキリスト教国の中にない。（この種の拘束や賦役は、現在、キリスト教の普及によって、我々の中では廃止されている。）私は、この項に関し、長々と述べない。しかし、もし自由人が、奴隷の女と結婚したら、そして、彼がそういう女と知っておれば、教会は、そのような結婚を解消させなかった。それ故、Abraham と Agar 女中との間の結婚は、真実有効な結婚であると解釈した。第三番目の種類は、財産上の錯誤といわれるものである。そして自分が金持ちの妻と思ったが、本当は、貧しい女と結婚契約をした場合である。しかし、この錯誤は、単純で、いかなる条件も存在しないでなされた結婚契約を教会法によってさえ解消しない。しかし、それにも拘らず、教会法によって、もし、彼女が、大変な資産をもっていることを条件で彼女と結婚する人と契約させ、そして、その条件が、有効でなかったとすれば、違ってくる。この最後の種類は、性状のもつ錯誤と考えられる。例えば、ある人が、彼か彼女かが契約する相手の性状について、間違える場合、ある男が Berta と結婚する場合、彼女が処女であると思っているとか、或いは、高貴な家柄であるとか、その類と思っていたが、後になって、彼女は、汚れた女であるとか、賤しい人柄であることがわかった場合である。しかし、学者達の通説によれば、このことは、結婚を無

効にしない。何故なら、この種の類の下で行われた結婚は、合意の点では偶発的なことで、任意性がないが、合意の性質と実質に関して、単純に任意性ありと定められるからだ。私が思うのだが、上述のことが、英国法の正しい見解であるが、疑もなく、他の諸国の法も、この問題点に関し、同じ見解でないのみならず、アメリカにおいても、その相異点が、我々の法とアメリカの法に共通する諸原理に由来する論議によってもたらされている。勿論、他国の制定法規の詳細に立ち入る必要もないし、それらの国の法の法体系は、我々の法体系と同じでない。フランス民法典や、ドイツ、プロテスタント教会法、プロシヤ法典、オーストリア法典とイタリア法典のその法理が、Fraser のスコットランド法1巻453頁によれば、夫と妻に関する中に収録されているとみられる。しかしながら、これらの諸国の若干の法廷は、人間<sup>ひと</sup>違え（英国法は、ただ同一性の問題として取扱っているもの）のために、それと、妊娠の黙秘とか処女性の喪失が、結婚を無効にするとの結論のために、結婚無効の原理をどのようにして演繹していくか吟味することは興味がある。故に、フランス法典の文言にある法人に関する錯誤の場合を、自然人の錯誤（*erreur dans la personne to the case of erreccr sur la personne morale*）に適用したフランス裁判所は、妊娠の黙秘によって結婚を無効と判決した。この一見解は、イタリア法典を立案した委員によって拒否された。また、プロシヤ法廷は、不貞の場合も含めたその法典の同じ（おそらく多少とも拡大した）文言に関して、同一の解釈によっていると思われる。喜望峰の最高裁判所で、Roman-Dutch 法に関する顕著な判例、*Horak V. Horak* (1)<sup>24</sup>がある。その諸事実は、現審の諸事実と同じであり、その裁判所は、その結婚を無効と判決し、Voet が、その理由づけを争うけれど、その教会法の先例であることを受け入れた法理に反対するVoet の先例に従っていると思われる。その学識ある判事が、Voet が、論議に及んだその限界を拒まざるをえないことを、ただ指摘するに止める。即ち、ただ、不貞の事由での結婚の無効と判断した文言が、いかに困難な問題を判決に生ぜしめ、将来の解決にそれを残しているかを認めている。しかしながら、不貞の黙秘の理由での結婚無効の問題は、スコットランドの著者によって論議されるけれども、ただ一人の著者 Bankton は、妻の結婚前の不貞に関して、Voet の法理に、自己の賛意を与えているように思われるが、彼は、勇敢にも、彼の論議によって両性間の同質性の困難さを克服している。“結婚前の男性の貞操違反は、女性におけるように、そんなに嫌悪とか醜聞にならない。或いは、女性は、男性の不貞を知っていたとしても、それを事由に男性を拒否する推定の根拠がない。”他方、Stair 卿は、“もしも、ある人間が、Sempronia が、処女で金持ちか、良い性質であると考え、そして、そのことが、彼の合意を誘発した。彼はその点で錯誤におとし入れられたとしても、そのことは、本質的なことでないとして、その契約は有効である。”（Fraser の1巻451頁をみよ）。私の知る限り、不貞の黙秘とか、妊娠の黙秘の事由で、結婚を無効にするスコットランド法廷の判決がないし、その二者を区別することは提示されていなかった。

申立人側の学識ある弁護士が、もっぱら信頼をおいているアメリカ裁判所における註判決は、確かに現審の場合を含んでいるし、私が考えるに、それらの判決のもっと重要なものは、我々が認めている同じ原理に基礎づけられているといえる判決である。すべての点に関して述べると、これらの裁判所は、私の意見からして、両国に共通する法に、斬新さをもたらし、結婚を無効とするただ一つの詐欺は、当事者の一方の意思に、真に合意する意思がないとする原理を破ることになる。アメリカの裁判所は、英国の裁判所と同じく、その他の詐欺的表示が、結婚を無効にするとする考えを拒否する。だが、アメリカの裁判所は、結婚を無効にせしめる一つの詐欺的表示か、詐欺的黙秘があり、そして、それは、女性が、別の男性による妊娠があって、自分と結婚しようとする男性をひき入れた表示か、黙秘であると主張する。この趣旨に対する主要な判例が、1862年、Massachusettsの最高裁判所によってくださった。Reynolds V. Reynolds (1)<sup>25)</sup> のこの事例は、異議申立てで決定した。その事例は、首席判事によって判決されたが、英国の教会法の原理によって、判決しようとして彼自身考えたかどうか、はっきりしない。というのは、彼は、無効と認めた Massachusetts 州の制定法（1885年制定法、法律第27号は、一般制定法、法律第107号第4条により再制定された。）下で判決したからだ。“結婚が、無効であると考えられる場合、或いは、その有効性が、詐欺か、何らかの法律上の原因のどちらかで疑われる場合”彼は、“この制定法は、当事者の一方が、他方の詐欺とか欺罔によって引き込まれていった結婚は無効であり、そして、他の契約と同じように、被欺罔者によって無効とされ、取消されるかも知れない”と述べた。しかしながら、学識あり、卓越したアメリカの著者、Bishop氏は、この制定法は、単に裁判上のものであると考えている。（Bishopの結婚に関する書、1891年出版、1巻、485部）それ故、私は、この制定法は、法を拡張したと考えられないと思う。

私が理解する通り、首席判事の議論は、詐欺は、他の契約と同じように、結婚を無効にするということであるが、その詐欺は、“結婚関係の要素になるもの”でなければならぬ。それから、自分の結婚当時、夫たるべき者以外の男性によって妊娠した女性の詐欺がそのような詐欺になるということである。彼が、考えるに二つの理由で結婚の要素に詐欺がある。第一に、法の推定によれば、子供が生れることは、本当に夫の子でなくとも、夫の子になるからだ。そして、第二には、結婚当時、女性は、夫の子を孕むことが不可能だからだ。私は、深く考えるに、英国の法からの論拠は、結婚法と他の契約法との間の類推を不当に拡大することになるのみならず、英国法がそのように判決しない結婚の要素になるある事情を、さらに加え宣明することになる。私が、上述した通り、英国法によれば、詐欺が、結婚を無効に働きかけるただ一つの重要な事情は、合意の真実性である。Massachusettsの法は、実際に、妻の貞操の欠如でなく、結婚当時の妊娠の結果としての貞操の欠如が、もう一つ加わるものと思われる。しかし、この事情が、えり抜かれた充分な事由であるか。これらについても、もっとも有力な批評は、私がすでに述べた著者である Bishop 氏によ



って満たされていると私に思える。彼は、Reynolds V. Roynolds (1)<sup>26)</sup> の判決を詳細に分析し、上述に述べた双方の点に関して、決定的な解答になると私に思われる解答を与えている。彼は、父親の推定に関して、結婚の無効を証明する証拠をもつ男性は、その子が、自分の子ではないと証明できると指摘する。結婚後の子の出生は、英国法によれば、少しばかり異なり、ウィリアム4世治世4年、5年制定法、法律第76号第57条に基いて夫の経済上の責任になり、少くとも妻の一生涯、子が何時生れようとも、妻の非嫡出子の扶養が、彼にかけられる。その当時、夫による妻の妊娠が不能であることについて、彼は、そのような不能（裁判所が結婚を無効とする性交不能の如きものでない不能）は、一時的のみであり、子を孕むことの不能は、たとえ永久的であっても、決して我々の法の下で、結婚を無効にする事由と考えられない。それ故、彼は、判決全文の中からその部分部分をみる場合、その理由づけが、充分でないとの意見である。この考え方に、私は、心から賛成する。妻が、不貞であることは重大でないし、妻が、不貞によって妊娠したことも重大でないが、そのような妊娠が、結婚までつづくなれば、重大であると言うことはできないように私に思える。ある立法部が、男性が、処女を自分の妻にしようと信じた事由に基づいて、その契約を無効にすべしと規定したと同じように、結婚前の不貞が、その契約を無効にすべしとする広い原理を、理解することができる。しかし、それは、確かに英国の法でなく、もしも、一方の法は、男性のため、もう一つの他方の法は、女性のためにありとすることができるほかに、そんなことはありえないことと思う。しかし、私は、偶然の事情、第一に、妊娠の結果による不行跡と、第二に、結婚につづいて生ずる妊娠が、有効な結婚と、無効な結婚の間の重要な相異を構成するのは何故か、理解しえない。私は、Bishop氏が、Massachusetts裁判所の判決のその部分を調べ否認しているけれど、それにも拘らず、全体として、その判決を是認していることを、公平につけ加えるべきであると考えます。“その理由は”と、彼は（第494部で）述べる。“一つ一つ調べると、不十分に思われる。アメリカの法律家のごく少数者が、その結論を拒む。率直に言って、真の見解は、数個の糸のうち、一つの糸がこゝにあり、そして、そのどの一つも、その一つをあてがった場合、重い結果を支えるに十分な力をもたない。しかし、正しく一緒に結ぶと、重い結果を支える。この結合の効果が、等しく自然法と、国家法に及んでいる。後者には、例えば、民事、刑事の双方に表わされているし、存在する理由がある場合、法のあらゆる部分にあらわれる。”法律上の理由づけとなる比喩とか類推は、危険な導きになりがちであると言うだけである。

上述の判断が、特定の制定法の下だけれど、Morris V. Morris (1)<sup>27)</sup> Ritter V. Ritter (2)<sup>28)</sup> と Carris V. Carris (3)<sup>29)</sup> の事例において、従われていた。しかしながら、若干のアメリカ裁判所は、結婚当時、妊娠の黙秘が、結婚を無効にする原理の適用を限定せざるをえなかった。Scroggins V. Scroggins (4)<sup>30)</sup> において、夫は、結婚当時、彼の妻の貞操を信ずることを断言しなかった。二人共、白人であった。結婚後、混血児が生まれた。しかしながら、その結婚は、夫が、自分の妻の状態をみぬくべきだったと思われるという

事由で、有効だと判決された。最後の事例、Scott V. Shufeldt (5)<sup>31)</sup>では、その女性は、夫か黒人かが、父親であるかどうか、結婚当時知らなかったと同じように、その女性が、自分の夫を欺したことを証明されることができなかったとの判決理由で主張されていたように思われる。Crehore V. Crehore (6)<sup>32)</sup> と Foss V. Foss (1)<sup>33)</sup> において、その妻が、夫以外の別の男によって、結婚後において妊娠したが、夫は、彼女と結婚前の不貞の罪があった。それで、夫は、自分が擁護におかれるか、取調べにおかれるかで、判決された。そして、彼の有利な判決は、拒否された。他方、カリフォルニア州の Baker V. Baker (8)<sup>34)</sup> の事例で、Scroggins V. Scroggins (1)<sup>35)</sup> の判決は否認されていると思われる。ある結婚が、その当時夫以外の別の男によって、妻が妊娠したことで取消されうるとする可成り狭い原理が、さらに限定を受けねばならぬと思われることを主に示すため、これらの諸事例を引用する。そのような限定は、上述の判決によって示された点に止まることができないと、私は、あえて考える。もし、夫が、結婚後、永い間、また、おそらく嫡出子の出生後でも、結婚当時の妻の妊娠を知っていなかったなら、どのようにいわれるか。もし船員が、結婚後、間もなく妻をおいて航海にでたりすることが、おきるかも知れず、そして、彼の帰宅前に、流産があったり、その子が死んだら、どう言われるのか。多くの年月のあと結婚を無効にできるだろうか。以前に真相をみいだしえなかったとすれば、何故できないのかその理由をみつけることはむづかしい。自分の子を否認することができるだろうか。さらに若干の細則が法に取り入れられない限り、何故否認できないかの理由をすることはむづかしい。私の考えは、申立人が争っている問題を認めることは、現在ある法や疑点を見無視してあるべき法をひき入れることになるだろうし、何ら堅固な基盤によらない新しい原理を確かにあると思ひ込み、そしていくつかの方向へ多くの疑点や多くの混乱をきっと生ぜしめるにちがいないような発展をさせることになる。この考えが、はっきりとしていることを示すために、私は、すでに言及してきたアメリカの著者の見聞を引用する。彼の著書 (Bishop, vol. i § 452) の最後の出版に表現されている。彼は、結婚に関する詐欺の問題を述べるに、“我々が考えている詐欺に関する裁判上の見解は、大いに争われているし、さもなくば、混乱している。それだから、それを議論する著者は、すべての見解と裁判官によって生じ、その主張にあらわれた見解のみを示すとすれば、著者は、自分の読者を矛盾と混屯たる迷路の中に導くであろう。そして、その迷路から申立人はすぐに道を見つけだすことができない。”と書いている。私が、明らかにそのような結果へ導きかけていることを許してもらいたい。私は、学識ある弁護人の研究が、私に与えてくれた非常な援助に対し、両当事者のその方々に謝意を表明しなければならない。私は、申立人の不当な不幸をすまなく思うが、申立は、却下されねばならない。

申立却下

申立人事務弁護士： Gedge, Kirby と Millett

女王事務弁護士 : 財務部, 事務弁護士

W. J. B.

註

- |   |                                   |
|---|-----------------------------------|
| 1) 3 Knapp, 257, at p. 293.             | 2) 1 Hagg. Cons. 414.             |
| 3) 1 Rob. 684, 694.                     | 4) 5 P.D. 94, 101.                |
| 5) 14 P.D. 15.                          | 6) 10 P.D. 93.                    |
| 7) 10 P.D. 80.                          | 8) 14 P.D. 15.                    |
| 9) (1638) Cro. Car. 482, 488, 493.      | 10) 3 M. & S. 537.                |
| 11) 1 Hagg. Ecc. 355.                   | 12) (1854) 1 K. & J. 4.           |
| 13) (1812) 2 Phillim 69.                | 14) (1845) 4 N. of C. 295.        |
| 15) (1844) 10 Cl. & F. 534, 785.        | 16) 1 Phillim. 134, n., 137.      |
| 17) 2 Hagg. Cons. 175, 183.             | 18) 2 Hagg. Cong. 238. at p. 248. |
| 19) 12 P.D. 21.                         | 20) L. R. 2 P. & M. 420.          |
| 21) 17 Hansard (2nd Series), 787, 1134. | 22) 59 Lords' Journ. 308.         |
| 23) 12 P.D. 21, 23.                     | 24) (1861) 3 Searle, 389.         |
| 25) 85 Mass. (3 Allen) 605.             | 26) 85 Mass (3 Allen) 605.        |
| 27) Wright, 630.                        | 28) (1839) 5 Blackford, 81.       |
| 29) 9 C. E. Green, 516.                 | 30) 3 Dev. 535.                   |
| 31) (1835) 5 Paige, 43.                 | 32) 97 Mass. (1 Browne) 330.      |
| 33) 94 Mass. (12 Allen) 26.             | 34) 13 Cal. 87.                   |
| 35) 3 Dev. 535.                         |                                   |

付記：以上が本事例の判決文のみの全容である。尙、この稿に関連して、紀要7号拙稿「結婚の無効」資料紹介で下記二個所に訂正があったこととお断りします。

30頁16, 17行目「法律上の要件である。この登録婚も」とあるは、「法律上の要件でない。この登録も」の誤り。

33頁6行目「ときたまいわれている。」のあとに、「このことは、法の正確な陳述と考えない。」が脱落しておりお詫び致します。次回は、これら判例に基づいた検討に入りたく思っています。

## Material for case-study about the Petition of Nullity of Marriage in England

written by Shotaro Hamura

This title is the one of the materials for case-study in England. About lack of consent on the ground of “duress”. I must comment on Scott v. Sebright [1886] P.D. 21. I had already introduced on this Bulletin No. 7.

But before my commenting that case, I would like to introduce one case, Moss v. Moss [1897] P.D. 263, which stands on the ground of “fraud” with stating about lack of consent on Marriage Contract very considerably and minutely in that decision.